

学校経営のポイント

日本スポーツ振興センターの“配慮ある特例措置”

若井 彌一

3.11 東日本大震災発生から3ヵ月が経過する。

時の経過とともに、被災地の復興が力強く感じられるような状況の好転傾向が報道でも確認できるのであれば、いくらかでも心静まるのであるが、大震災の第2次災害とも言うべき福島第一原発の事故発生とその後の事故対応の混乱が続いている状態であり、心が晴れないというのが大方の心境ではないかと思われる。

日本スポーツ振興センターが特例措置

暗い、または心痛む話題が多いなかであって、それでも心配りのぬくもりを感じさせてくれる内容の報道もある。

その1つが、「文部科学省は(5月)31日、児童・生徒の災害共済給付制度を特例適用し、東日本大震災で死亡した子ども1人につき特別弔慰金として500万円を支払うことを決めた。本来は大規模な自然災害は給付の対象外だが、甚大な被害と被災地からの要望に配慮し、特例として認めるという」との報道である(2011年6月1日『朝日新聞』朝刊による)。

弔慰金(1人あたり)の金額の大小については、多様な意見がありうるであろうが、この報道記事でも紹介しているように、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成15年8月8日公布、政令第369号)第3条(災害共済給付の給付基準)では、第5項で次のように定めている。

「センターは、非常災害(風水害、震災、事変その他の非常災害であって、当該非常災害が発生した地域の多数の住民が被害を受けたものをいう。)に

よる児童生徒等の災害については、災害共済給付を行わない」

「行わないことができる」ではなく、「行わない」とされ、例外を想定した「ただし書き」もないのであるから、このような場合には、災害共済給付を行うことはあり得ないわけであるが、特例として認めたとのものである。

繰り返しになるが、弔慰金の金額の大小については、多様な見解がありえよう。そのことを承知したうえで、やはり、今回の特例措置は、被災者遺族にとってぬくもりを実感させてくれるものであったと高く評価すべきではないか。

“例外適用”を想定した規定整備も必要

今回は、政令とはいえ、施行令の本則上からは解釈範囲を超えた措置がとられた。特例的措置がとられたから、その配慮のありがたさが強く被災関係者に伝わるといふ一面もある。

しかし、可能ならば、本則中に例外的な災害共済給付の適用を想定した「ただし書き」を追加しておくことが、いざという場合の円滑な法令の運用につながると思われるので、今後、前向きに検討されることを期待したい。

なお、今回の災害で亡くなったり、または行方不明の児童・生徒は654人(文科省調べ)であるという。

「保護者に連れられて、ふだんの通学路とは別に避難したケース」の場合に、給付適用の判定が厳しくなりすぎないように願うものである。

(わかい・やいち = 上越教育大学長)

●最新刊好評発売中！ 管理職選考演習シリーズ 2冊同時刊行！ 各巻 学校管理職研究会【編】

No.1 『2012 全国学校管理職選考試験問題集』 A5判 380頁 / 定価 2940円

No.2 『2012 全国学校管理職選考直前要点整理』 A5判 432頁 / 定価 2940円